

## 2 障害者雇用率制度を知っていますか？



みなさん、こんにちは。  
エランシアの高原です。今回は障害者雇用率という制度について、みなさんと一緒に考えたいと思います。

我が国では、会社の事業主に対して、その雇用する労働者に占める障害者の割合が一定率以上になるよう義務づけています。これを法定雇用率と呼びます。

**50人以上の常用雇用者を抱える企業の法定雇用率は、2%です。**

障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる社会を実現するためには、職業による自立を進めることが重要だというのが、国の考えです。

では、企業の雇用状況はどうでしょうか？

※「障害者雇用に関する調査結果」より

- ・ 障害者向けの仕事を用意することが難しい
- ・ 求人とのミスマッチ
- ・ 障害者雇用への取り組みをしていない
- ・ ノウハウがわからない

上記のように、やや消極的な企業もありますが、一方、障害者雇用に対して「うまくいっている」と回答した企業も多く、そうでない企業との二極化が考えられます。

### 障害者就労支援会社(エランシア)の試み

「就労希望者」と「企業が求める人材」の“ベストマッチ”こそが就労成功の鍵です。エランシアでは、経験豊富なエージェントが、企業が求める人材情報をもとに、総合的な視点からアドバイスし、納得のいくまで相談しながら、理想的な就労につなげられるようにバックアップしていきます。これは多くの求人企業との強いつながりを持ち、求められている人物像を的確に把握しているエランシアならではのサポートです。Face to Faceな血の通った関係構築こそ、エランシアの強みです。